

○防衛省告示第二百三十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十二日

防衛大臣 中谷 元

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊別海駐屯地	陸上自衛隊別海駐屯地司令
陸上自衛隊朝霞訓練場	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊長